

入札説明資料一覧

(熊本労働局メンタルヘルス（セルフケア）研修及び個別カウンセリング業務委託)

1	入札説明書	1部
2	入札説明書別紙	
	1-1誓約書	1部
	1-2役員等名簿及び照会承諾書	1部
	1-3自己申告書	1部
	2紙入札方式参加申請書	1部
	3-1 入札書（1部は再入札用）	2部
	3-2 内訳書（1部は再入札用）	2部
	4委任状	1部
	5事業実績等報告書	1部
3	仕様書	1部
4	仕様書別紙	
	別紙① 実施計画表	1部
	別紙② 日程連絡表	1部
5	契約書（案）	1部

入札説明書

熊本労働局

熊本労働局所管の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この説明書の定めるところによる。

1 競争に付する事項

- (1) 調達件名 令和7年度 熊本労働局メンタルヘルス（セルフケア）研修及び個別カウンセリング業務委託（単価契約）
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 履行期間 仕様書による
- (4) 履行場所 仕様書による
- (5) 入札方法
入札金額は、仕様書別紙「計画表」に示した各項目の単価に概算数量を乗じた代金・契約履行に必要な費用（交通費、事務費等）を含めた総価を記載すること。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険②国民年金③健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）④船員保険
 - ⑤労働者災害補償保険⑥雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、労働者派遣法などの労働関係法令の違反で司法処分が付されたことがないこと。
- (9) その他、予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。
- (10) カウンセリング事業の実績として、企業又は行政機関に対して実施した期間が通算2年以上ある機関であること。
- (11) カウンセリングを行う者が、医師、公認心理師、臨床心理士、又は一般社団法人日本産業カウンセラー協会が認定する産業カウンセラーのいずれかの資格を持ち、かつ、カウンセリング経験が3年以上あること。
- (12) 人権尊重への取り組み
入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組

むよう努めることに誓約したものとします。

3 事前審査

入札に参加するにあたっては、次の書類を提出し、事前審査を受けること。

(1) 提出書類

- ① 直近2年間分の労働保険料を納付したことが確認できる書類（分割納付申請をしている場合は、納付期限が到達しているものから直近2年間分）
（例）領収印のある領収証書の写し、又は労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署より交付を受けた納付証明書の写し
- ② 厚生年金保険料及び全国健康保険協会管掌健康保険の適用事業所（法人事務所や5人以上の従業員がいる個人事業所など）においては、直近2年間について保険料を納付したことが確認できる書類
（例）領収印のある領収証書の写し、又は口座引き落としの場合は、年金事務所より交付を受けた納付証明書の写し
- ③ 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であることが確認できる書類
- ④ 役員（事実上経営に参画している者も含む）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者等に該当しない旨の誓約書（別紙1-1、別紙1-2）および自己申告書（別紙1-3）
- ⑤ 本入札説明書2（10）及び（11）に関する事業実績等報告書（別紙5）
- ⑥ 紙入札により入札を行う場合は、別紙2「紙入札方式参加申請書」

(2) 提出期限

令和7年7月11日（金）正午

(3) 提出場所

〒860-8514 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階
熊本労働局総務部総務課 担当者 会計第一係 西本（電話 096-211-1701）

(4) 提出方法

①電子調達システムによる場合

上記3(1)①から⑤までの書類をスキャナ等で電子データ化したものを、電子調達システムにより送信すること。

②紙入札による場合

上記3(1)①から⑥までの書類を、持参又は郵送すること。
なお、郵送の際は書留郵便等の配達記録が残るものとする（郵便事故については、当局は一切補償しないので、予め了承すること）。

(5) その他

当該提出書類に関し、支出負担行為担当官から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

本件入札は、電子調達システムにより行う。ただし、紙による入札を希望する場合には、別紙②「紙入札方式参加申請書」により、令和7年7月11日（金）正午までに申し出を行った場合に限り、紙入札に代えることができる。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

①入札書の提出期限

令和7年7月14日（月）13時30分

（入札金額は上記期限内に電子調達システムにて送信することとし、別紙③-2「内訳書」について

はスキャナ等で電子データ化したものを添付すること。なお、電子調達システムでは、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到達しない場合があるので、時間に余裕をもって手続を行うこと。）

(2) 紙入札により入札を行う場合

①入札書の提出期限

令和7年7月14日(月)13時30分 必着

②入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記3(3)に同じ。

③入札書(再度入札書含む)の提出方法

入札書は別紙3-1「入札書」の様式にて作成し、別紙3-2「内訳書」を添付してホッチキス止めすること。

直接に提出する場合は、封筒に入れて封をし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛)及び「**7月14日開札[令和7年度 熊本労働局メンタルヘルス(セルフケア)研修及び個別カウンセリング業務委託]の入札書在中**」と朱書きすること。

郵便(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出する場合は、二重封筒で、表封筒に「**7月14日開札[令和7年度 熊本労働局メンタルヘルス(セルフケア)研修及び個別カウンセリング業務委託]の入札書在中**」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記3(3)宛に、提出期限までに到着するよう送付すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

各種証明の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認められない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札時までに別紙4「委任状」の様式による代理委任状を提出しなければならない。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者のした入札

② 委任状を持参しない代理人のした入札

③ 1者で2通以上の入札をしたもの

④ 記名を欠く入札

⑤ 金額を訂正した入札

⑥ その他入札に関する条件に違反した入札

⑦ 上記3(1)④の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書等に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和7年7月14日(月)13時31分

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない当局職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再度の入札は、1回までとする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- (1) 上記2の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、上記3に従い書類・資料を提出の上、上記4(1)又は(2)に従い提出した入札書であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が決定したときは、その氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を、紙入札者には口頭で通知し、電子入札者には電子調達システムの開札結果通知書により通知するものとする。

7 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

8 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書の提出等

落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に電子署名又は記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

(3) 質疑応答

仕様書等について疑義がある場合は、**令和7年7月11日(金)正午まで**に、上記3(3)に照会すること。

- (4) 電子調達システム障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおり。

- ・ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)
03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)
- ・ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

ただし、申請書類、応札の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記 3(3)まで連絡すること。

- (5) 仕様書別紙①「令和7年度メンタルヘルス(セルフケア)研修及び個別カウンセリング実施計画表」記載の回数、及び人数は見込みの数であり、増減等変更の可能性があるので留意すること。

誓約書

私 / 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去3年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

紙入札方式参加申請書

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用した入札に参加できないため、紙入札方式にて参加いたします。

記

1. 入札案件名

令和7年度 熊本労働局メンタルヘルス(セルフケア)研修及び個別カウンセリング業務委託
(単価契約)

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

入 札 書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

- 2 入札件名 令和7年度 熊本労働局メンタルヘルス(セルフケア)研修及び個別カウンセリング業務委託(単価契約)
- 3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

《注意》

- 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含まない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

入札書(再度入札用)

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

- 2 入札件名 令和7年度 熊本労働局メンタルヘルス(セルフケア)研修及び個別カウンセリング
業務委託(単価契約)
- 3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

委任状

今般、都合により

を代理人と定め

次の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

入札件名:令和7年度 熊本労働局メンタルヘルス(セルフケア)研修及び個別カウンセリング業務
委託(単価契約)

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

⑨ 代理人をもって入札するときは、必ず提出すること。

内訳書

令和7年度 熊本労働局メンタルヘルス(セルフケア)研修及び個別カウンセリング業務委託

名称	数量	単位	単価(円)	金額(円)
メンタルヘルス研修	32	回数		
個別カウンセリング	45	人		
合 計 (入札書記載額、税抜)				円

※交通費および事務手数料等契約の履行にかかる一切の経費は各単価に含まれているものとする。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

内訳書(再度入札用)

令和7年度 熊本労働局メンタルヘルス(セルフケア)研修及び個別カウンセリング業務委託

名称	数量	単位	単価(円)	金額(円)
メンタルヘルス研修	32	回数		
個別カウンセリング	45	人		
合 計 (入札書記載額、税抜)				円

※交通費および事務手数料等契約の履行にかかる一切の経費は各単価に含まれているものとする。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

事業実績等報告書

1. カウンセリング事業の実績

通算2年間、カウンセリング事業を実施した機関等の数、カウンセリング受診者数

	_____年度	_____年度
機関等の数(社)		
受診者数(人)		

2. カウンセリング業務従事者

医師、公認心理師、臨床心理士、又は一般社団法人日本産業カウンセラー協会が認定する産業カウンセラーのいずれかの資格を持ち、かつ、カウンセリング経験が3年以上ある者の人数

人

以上について、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

仕 様 書

1 契約件名

令和7年度 熊本労働局メンタルヘルス（セルフケア）研修及び個別カウンセリング業務委託契約（単価契約）

2 契約の目的

「熊本労働局心の健康づくり計画」Ⅱ心の健康の保持増進と気づき（第一次予防）の規定に基づき、全ての職員が、ストレスに気づくことの重要性を認識し、ストレス対処方法を習得することにより、健康な心の保持促進及びメンタルヘルス不調の防止を目的とする。

具体的には、各所属官署におけるメンタルヘルス（セルフケア）研修及び個別カウンセリングを実施する。

3 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和8年2月末日まで（実施状況結果報告の期間を含む）とする。

4 対象者

（1）メンタルヘルス（セルフケア）研修の対象者

熊本労働局及び管内の労働基準監督署・公共職業安定所（出張所を含む）の職員（非常勤職員を含む。）とする。

なお、各官署の参加見込み数は、仕様書別紙①「令和7年度メンタルヘルス（セルフケア）研修及び個別カウンセリング実施計画」のとおりとする。

また、研修回数及び参加者数が増減する場合があります。

（2）個別カウンセリングの対象者

熊本労働局及び管内の労働基準監督署・公共職業安定所（出張所を含む）の職員（非常勤職員を含む。）のうち下記の①から④の者とする。

なお、各官署の参加見込み数は仕様書別紙①「令和7年度メンタルヘルス（セルフケア）研修及び個別カウンセリング実施計画」のとおりとする。

また、希望の有無等により増減する場合があります。

- ① カウンセリングを希望する者
- ② 一般的に精神的な負担が大きいと判断される新規採用者
（前年度までに採用となった者で、カウンセリングを受けていない者を含む。）
- ③ 超過勤務時間が多い者
（直近月において45時間を超えている者）
- ④ 所属長が受けることを勧める者

5 実施内容等

(1) メンタルヘルス（セルフケア）研修

ア 実施時期

実施期間は、令和7年10月から令和8年1月の間とする。

なお、労働局実施分以外は個別カウンセリングと同日に行うことを原則とするが、研修回数が複数回である場合は、必ずしも同日に実施するものではない（後日実施する署所との日程調整により、同日とはならない場合もありうる。）。

イ 実施場所

各所属官署に講師等が出向いて実施する。

ウ 実施時間

1 講義 90 分として実施する。

エ 研修内容

研修内容は、次の内容を含むものとする。

（例）

- ・ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識
- ・セルフケアの重要性及び心の健康問題に対する正しい理解
- ・ストレスへの気づきと自己保健力について
- ・ストレスの予防、軽減及びストレスへの対処法等

オ 研修資料

研修において使用する資料については、全ての参加者に配布することを想定しており、資料（案）を委託先（受託者）において作成し事前に委託元に提案・協議を行うこととする。

なお、当該資料については、委託先において印刷のうえ研修日に持参するか、または研修日までに実施部署あて送付しておくこと。

また、映像機器が整備されていない官署があるため、パワーポイント等の使用はできません。

(2) 個別カウンセリング

ア 実施時期

個別カウンセリングの実施期間は、令和7年10月から令和8年1月の間とする。

なお、個別カウンセリングは、労働局実施分以外は、メンタルヘルス（セルフケア）研修と同日に行うことを原則とするが、各所属官署との後日の日程調整により、同日とはならない場合もありうる。

実施の有無及び一日当たりの個別カウンセリング件数は、労働局と各所属官署が協議して決定することとする。

イ 実施場所

個別カウンセリングの実施場所は、各所属官署とし、各所属官署にカウンセラーが出向いて実施することとする。

ウ 実施時間

個別カウンセリングの実施時間は、一人当たり 50 分を基本とする。

なお、一人のカウンセラーについて一日 5 人を上限とする。

エ カウンセリングの結果について

(ア) 委託先はカウンセリングを受けた者の承諾なしに、カウンセリング内容について委託元へ情報提供を行わないこと。

(イ) カウンセリングにおいて、メンタルヘルスに変調をきたしているとカウンセラーが判断した場合は、医療機関での受診の助言を行うこと。

なお、メンタル面での配慮を必要とする事項がある場合は、相談者に同意を得たうえで委託元（局健康管理者）へ情報提供を行うこととするが、身体等に危険が及ぶ等の深刻な状況がある場合については、同意を得ることの例外とする。

(ウ) 委託先は、カウンセリングの実施状況について集計・分析し、結果を取りまとめた上で任意様式により委託元へ令和8年2月末までに提出すること。

その際、個人が特定されない構成とし、勤務形態（窓口業務、窓口業務以外）、性別、年代ごとに、次の事項について集計・分析すること。

- ・感想（カウンセリングを受けてよかったかどうか…等）
- ・希望（今後の相談の継続希望について）
- ・相談内容

職場（人間関係、職場環境、仕事の質・量…等）

家庭（親子・夫婦関係、育児、介護…等）

自分自身（病気、金銭、性格・生き方、働き方、友人関係…等）

- ・メンタル不調の可能性があるかと判断した者の数

オ カウンセリングにおいて、「ストレス度チェックリスト（自己評価）」を使用する場合は、事前に様式の家を委託先において作成し委託元に提案・協議を行うこととする。

なお、使用する様式については、委託元において印刷のうえで事前に実施部署あて送付する。

(3) 研修等の実施者

メンタルヘルス研修及び個別カウンセリングを実施する講師・カウンセラーは、公認心理士、臨床心理士又は産業カウンセラー等の資格を所持し、及び実施経験を有する者とする。なお、講師等のプロフィール等を事前に提出すること。

6 実施日程等の調整

(1) 委託契約締結後の実施日程等の調整は、仕様書別紙②「メンタルヘルス日程連絡表（熊本労働局）」により電子メールで連絡・調整を行うこととする。

なお、原則として、委託元から開催日を連絡した後、10月実施分は9月20日までに、11月以降実施分は10月20日までに担当の講師・カウンセラー氏名を報告すること。

また、各官署からの開催希望日については、原則、変更はできないこと。

(2) 各官署の研修担当者については、委託契約締結後に委託先へ「令和7年度メンタルヘルス（セルフケア）研修及び個別カウンセリング担当者名簿」により情報提供を行うこととする。

7 その他

(1) 委託先は第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の処理を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

ただし、委託業務の一部の処理を委託する場合にあつては、理由を付記し、支出負担行為担当官の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 委託先は、委託業務の実施に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(3) 請求及び代金の支払いについては、会計勘定別や職員、非常勤職員ごとに請求を分けていただく可能性があり、それぞれの請求分に対して分割の支払となる可能性があります。

また、請求書のあて先は「官署支出官 熊本労働局長」とします。

(4) 本件に関しては、上記の4 (1) のとおり、対象者が増減する可能性があることを了承すること。

令和7年度メンタルヘルスケア(セルフケア)研修及び個別カウンセリング実施計画表

部署名		所在地	個別カウンセリング 予定者数	メンタルヘルス研修	
				予定回数	参加見込 人数
熊本ブロック	労働局	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9F	5	3	76
	熊本署	〒860-8514 熊本市中央区大江3-1-53(熊本第二合同庁舎5F)	4	2	15
	熊本所	〒862-0971 熊本市中央区大江6-1-38	6	3	53
	上益城所	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見395	2	2	7
	宇城所	〒869-0502 宇城市松橋町松橋266	2	2	11
八代ブロック	八代署	〒866-0852 八代市大手町2-3-11	2	1	5
	八代所	〒866-0853 八代市清水町1-34	4	2	11
玉名ブロック	玉名署	〒865-0016 玉名市岩崎273(玉名合同庁舎)	1	1	3
	玉名所	〒865-0064 玉名市中1334-2	3	2	12
人吉ブロック	人吉署	〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1	1	1	3
	球磨所	〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1	3	2	8
天草ブロック	天草署	〒863-0050 天草市丸尾町16-48	1	1	3
	天草所	〒863-0050 天草市丸尾町16-48	3	2	9
菊池ブロック	菊池署	〒861-1306 菊池市大琳寺236-4	1	1	7
	菊池所	〒861-1331 菊池市隈府771-1	3	3	19
阿蘇所		〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2318-3	2	2	6
水俣所		〒867-0061 水俣市八幡町3-2-1	2	2	5
計			45	32	253

メンタルヘルス日程連絡表(熊本労働局)

年	月 日	曜日	実施場所	午前 午後	研修(セルフケア) (90分)	個別カウンセリング(50分)	備考	確認欄	講師及び カウンセラー
	10月1日	水		AM					
				PM					
	10月2日	木		AM					
				PM					
	10月3日	金		AM					
				PM					
	10月4日	土		AM					
				PM					
	10月5日	日		AM					
				PM					
	10月6日	月		AM					
				PM					
	10月7日	火		AM					
				PM					
	10月8日	水		AM					
				PM					
	10月9日	木		AM					
				PM					
	10月10日	金		AM					
				PM					
	10月11日	土		AM					
				PM					
	10月12日	日		AM					
				PM					
	10月13日	月		AM					
				PM					
	10月14日	火		AM					
				PM					
	10月15日	水		AM					
				PM					
	10月16日	木		AM					
				PM					
	10月17日	金		AM					
				PM					
	10月18日	土		AM					
				PM					
	10月19日	日		AM					
				PM					
	10月20日	月		AM					
				PM					
	10月21日	火		AM					
				PM					
	10月22日	水		AM					
				PM					
	10月23日	木		AM					
				PM					
	10月24日	金		AM					
				PM					
	10月25日	土		AM					
				PM					
	10月26日	日		AM					
				PM					
	10月27日	月		AM					
				PM					
	10月28日	火		AM					
				PM					
	10月29日	水		AM					
				PM					
	10月30日	木		AM					
				PM					
	10月31日	金		AM					
				PM					
	11月1日	土		AM					
				PM					
	11月2日	日		AM					
				PM					
	11月3日	月		AM					
				PM					
	11月4日	火		AM					
				PM					
	11月5日	水		AM					
				PM					
	11月6日	木		AM					
				PM					
	11月7日	金		AM					
				PM					
	11月8日	土		AM					
				PM					
	11月9日	日		AM					
				PM					
	11月10日	月		AM					
				PM					

11月11日	火		AM					
			PM					
11月12日	水		AM					
			PM					
11月13日	木		AM					
			PM					
11月14日	金		AM					
			PM					
11月15日	土		AM					
			PM					
11月16日	日		AM					
			PM					
11月17日	月		AM					
			PM					
11月18日	火		AM					
			PM					
11月19日	水		AM					
			PM					
11月20日	木		AM					
			PM					
11月21日	金		AM					
			PM					
11月22日	土		AM					
			PM					
11月23日	日		AM					
			PM					
11月24日	月		AM					
			PM					
11月25日	火		AM					
			PM					
11月26日	水		AM					
			PM					
11月27日	木		AM					
			PM					
11月28日	金		AM					
			PM					
11月29日	土		AM					
			PM					
11月30日	日		AM					
			PM					
12月1日	月		AM					
			PM					
12月2日	火		AM					
			PM					
12月3日	水		AM					
			PM					
12月4日	木		AM					
			PM					
12月5日	金		AM					
			PM					
12月6日	土		AM					
			PM					
12月7日	日		AM					
			PM					
12月8日	月		AM					
			PM					
12月9日	火		AM					
			PM					
12月10日	水		AM					
			PM					
12月11日	木		AM					
			PM					
12月12日	金		AM					
			PM					
12月13日	土		AM					
			PM					
12月14日	日		AM					
			PM					
12月15日	月		AM					
			PM					
12月16日	火		AM					
			PM					
12月17日	水		AM					
			PM					
12月18日	木		AM					
			PM					
12月19日	金		AM					
			PM					
12月20日	土		AM					
			PM					
12月21日	日		AM					
			PM					
12月22日	月		AM					
			PM					
12月23日	火		AM					
			PM					

12月24日	水		AM				
			PM				
12月25日	木		AM				
			PM				
12月26日	金		AM				
			PM				
12月27日	土		AM				
			PM				
12月28日	日		AM				
			PM				
12月29日	月		AM				
			PM				
12月30日	火		AM				
			PM				
12月31日	水		AM				
			PM				

(時間割)

- ①9:00~9:50
- ②10:00~10:50
- ③11:00~11:50

- ④13:10~14:00
- ⑤14:10~15:00

12月7日	日	AM								
		PM								
12月8日	月	AM								
		PM								
12月9日	火	AM								
		PM								
12月10日	水	AM								
		PM								
12月11日	木	AM								
		PM								
12月12日	金	AM								
		PM								
12月13日	土	AM								
		PM								
12月14日	日	AM								
		PM								
12月15日	月	AM								
		PM								
12月16日	火	AM								
		PM								
12月17日	水	AM								
		PM								
12月18日	木	AM								
		PM								
12月19日	金	AM								
		PM								
12月20日	土	AM								
		PM								
12月21日	日	AM								
		PM								
12月22日	月	AM								
		PM								
12月23日	火	AM								
		PM								
12月24日	水	AM								
		PM								
12月25日	木	AM								
		PM								
12月26日	金	AM								
		PM								
12月27日	土	AM								
		PM								
12月28日	日	AM								
		PM								
12月29日	月	AM								
		PM								
12月30日	火	AM								
		PM								
12月31日	水	AM								
		PM								

※天草公共職業安定所と天草労働基準監督署は合同庁舎となっています。

(個別カウンセリング) 時間割

- ①9:00～9:50
- ②10:00～10:50
- ③11:00～11:50

- ④13:10～14:00
- ⑤14:10～15:00

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長 大立目 勇治 (以下「甲」という。) と、[事業場名] [代表者職名] [代表者氏名] (以下「乙」という。) とは、「令和7年度 熊本労働局メンタルヘルス(セルフケア)研修及び個別カウンセリング業務委託契約(単価契約)」(以下「業務」という。) に関し、次のとおり契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約内容)

第2条 乙は、別添「仕様書」に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第3条 契約金額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-------|---------|
| ① メンタルヘルス研修 | 1回につき | 〇〇円(税抜) |
| ② 個別カウンセリング | 1人につき | 〇〇円(税抜) |

交通費および事務手数料等契約の履行にかかる一切の経費は各単価に含まれているものとする。

- 2 前項の規定する単価に回数及び人数を乗じて算出された額に、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、100分の10を乗じて得た額(円未満の端数切捨て)を消費税額及び地方消費税額として別途支払うものとする。但し、消費税率が改定された場合は、新税率が適用される月以降については新税率にて算出し、変更契約を締結するものとする。

(契約期間及び場所)

第4条 この契約の期間及び実施場所は次のとおりとする。

期間 契約締結日から令和8年2月28日まで

場所 熊本労働局及び管内の労働基準監督署・公共職業安定所(出張所含む)

詳細は仕様書のとおり

(契約保証金)

第5条 この契約の保証金は、免除する。

(監督)

第6条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第7条 乙は、業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、立会いの上、検査を受けなければならない。

2 乙は、検査の合格したときをもって、業務を完了するものとする。

3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(カウンセリング業務実施期間及び実施状況報告書の提出)

第8条 乙は、本件業務のうち個別カウンセリングについては令和7年1月末日までに終えるものとし、当該カウンセリング業務終了後は、令和7年2月末日までに、甲の指定する検査職員に実施状況報告書を提出しなければならない。

(契約金額の請求)

第9条 乙は、業務を適正に完了し、第7条の検査に合格後、前条に定める実施状況報告書を提出したときは、第3条の契約金額に基づき官署支出官熊本労働局長あてに請求書を提出しなければならない。

(契約金額の支払)

第10条 甲は、乙から第1項の規定による適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

(契約代金の遅延利息)

第11条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前項に定める支払い期限内に契約金額の支払いが完了しない場合、期限到来日の翌日から支払を完了した日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(遅滞料)

第13条 甲は、乙が第8条の期限内に業務を完了できないときは、履行期限の翌日から起算した遅延日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(納期の延期)

第14条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい事由により履行期限を厳守できないと認めたときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、第13条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(危険負担)

第15条 天災その他不可抗力又は甲及び乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。この場合、乙は甲に対して、その旨遅滞なく通知するものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- 一 乙が正当な理由なくして本契約の全部または一部を履行しないとき。
 - 二 本契約について、乙またはその従業員に不正または不当の行為があったとき。
 - 三 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
 - 四 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 五 前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。
- 3 甲は、乙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(賠償責任)

- 第 17 条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第 1 項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
 - 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第 18 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除命令措置を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙はこの契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負金額（本契約締結後、請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する延滞金)

第20条 乙が第16条又は第19条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する

る法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは

下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第25条 甲は、第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(再委託)

第27条 乙は業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社を言う。))に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再受託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第28条 乙は、再委託先を変更する場合は、当該再委託先が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

- 第29条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については届出を要しない。
- 一 業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - 二 事業参加者の所在地の変更のみの場合。
 - 三 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(秘密の保持)

- 第30条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

- 第31条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- 5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

- 第32条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に

応じ甲及び乙が協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第33条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条、第16条第2項、第17条、第19条、第20条、第23条、第25条、第30条、第32条、及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約が正当に締結されたことを証するため契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 熊本市西区春日二丁目10番1号
熊本地方合同庁舎A棟9階
支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 大立目 勇治 ⑩

乙 [事業場所在地]
[事業場名]
[代表者職名] [代表者氏名] ⑩

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	熊本市〇〇区・・・	〇〇〇円	
B			

